告　示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長　水　谷　信　哉

e41e46518cbffd80fda4c18413a72837

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
一般国道百二十二号	川口市本町二丁目一七九番九地先から同市本町一丁目二一七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	令和八年十二月一日	令和三年十二月二十四日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二四五・〇〇メートル